

- マネロン・テロ資金供与・拡散金融（注）対策のための国際基準の策定・履行を担う多国間の枠組み。
- 国際基準の履行を担保するため、加盟国間で相互審査を実施。
- 38か国・地域及び2地域機関が加盟。その他9つのFATF型地域体（FSRB : FATF-style regional bodies）を加えると、FATF勧告は、世界200以上の国・地域に適用。

（注）大量破壊兵器の拡散活動への資金供与

FATF



（FATF加盟国一覧）

アイスランド、アイルランド、アルゼンチン、イスラエル、イタリア
 インド、インドネシア、英国、オーストリア、オランダ、カナダ
 韓国、ギリシャ、豪州、サウジアラビア、シンガポール、スイス
 スウェーデン、スペイン、中国、デンマーク、ドイツ、トルコ
 日本、ニュージーランド、ノルウェー、フィンランド、ブラジル
 フランス、米国、ベルギー、ポルトガル、香港、マレーシア
 南アフリカ、メキシコ、ルクセンブルク、ロシア
 欧州委員会（EC）、湾岸協力理事会（GCC）

FATF型地域体（FSRB）

地域ごとに存在し、FATF勧告をベースに加盟国間で相互審査を実施。

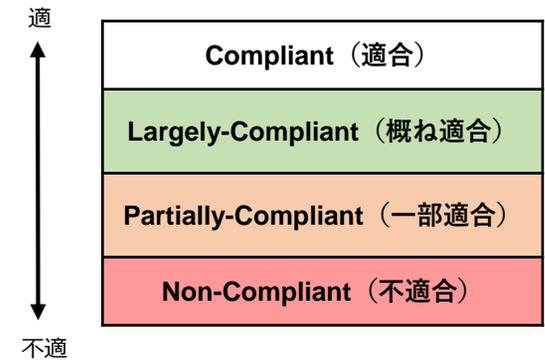
地域
①アジア太平洋（日本はメンバー）
②カリブ
③中露を含むユーラシア
④東・南アフリカ
⑤中央アフリカ
⑥ラテンアメリカ
⑦西アフリカ
⑧中東・北アフリカ
⑨欧州（日本はオブザーバー）

【参考】F A T F 第4次対日相互審査結果（法令等の整備状況）

	内容	評価
1	リスク評価とリスクベース・アプローチ	LC
2	国内関係当局間の協力	LC
3	資金洗浄の犯罪化	LC
4	犯罪収益の没収・保全措置	LC
5	テロ資金供与の犯罪化	LC
6	テロリストの資産凍結	LC
7	大量破壊兵器の拡散に関与するものへの金融制裁	PC
8	非営利団体（NPO）の悪用防止	PC
9	金融機関秘密法が勧告実施の障害となることの防止	C
10	顧客管理	LC
11	本人確認・取引記録の保存義務	LC
12	PEP（重要な公的地位を有する者）	PC
13	コルレス銀行業務	LC
14	送金サービス提供者の規制	LC
15	新技術の悪用防止	LC
16	電信送金（送金人・受取人情報の通知義務）	LC
17	顧客管理措置の第三者依存	N/A

	内容	評価
18	金融機関・グループにおける内部管理方針の整備義務、海外支店・現法への勧告の適用	LC
19	勧告履行に問題がある国・地域への対応	LC
20	金融機関における資金洗浄・テロ資金供与に関する疑わしい取引の届出	LC
21	内報禁止及び届出者の保護義務	C
22	DNFBPにおける顧客管理	PC
23	DNFBPによる疑わしい取引の報告義務	PC
24	法人の実質的支配者	LC
25	法的取極の実質的支配	PC
26	金融機関に対する監督義務	LC
27	監督当局の権限の確保	LC
28	DNFBPに対する監督義務	LC
29	FIUの設置義務	C
30	資金洗浄・テロ資金供与の捜査	C
31	捜査関係等資料の入手義務	LC
32	キャッシュ・クーリエ（現金運搬者）への対応	LC
33	包括的統計の整備	LC
34	ガイドラインの策定義務	LC

	内容	評価
35	義務の不履行に対する制裁措置	LC
36	国連諸文書の批准	LC
37	法律上の相互援助、国際協力	LC
38	法律上の相互援助：凍結及び没収	LC
39	犯人引渡	LC
40	国際協力（外国当局との情報交換）	LC



- ※ 青枠は第1回フォローアップ審査報告書（2022.9）において評価引上げとなった勧告
- ※ 赤枠は第2回フォローアップ審査報告書（2023.10）において評価引上げとなった勧告